

鹿嶋市都市公園トライアル・サウンディング実施要項

1 募集内容

(1) 制度概要及び目的

「トライアル・サウンディング制度」は、本市の公共施設等を有効活用するための取組で、公民連携による効果的な利用方法を探求するものです。この制度は、社会実験の形で公共施設等の実際の使用（以下「暫定使用」という。）を希望する民間事業者等からの提案を受け付け、審査により提案が採用された民間事業者等（以下「暫定使用者」という。）に対して、一定期間、暫定使用を許可します。その結果を通じて、各施設の活用の可能性や問題点を明確にし、対象となる公共施設等を市民や利用者にとって魅力的な場所へと進化させることを目指します。

都市公園は、少子高齢化、人口減少、施設の老朽化、財政面・人員の制約、価値観の多様化などの社会情勢の変化があり、変化に対応した管理・運営が必要となりました。本市はこうした課題の解決方法を検討するため、トライアル・サウンディングにより、新たな公園の活用の可能性や事業実施における課題等を調査し、民間事業者等による都市公園の新たな魅力づくりや利活用の活性化を図ることとします。

(2) 対象施設

ア 施設名称

鹿島城山公園

大野潮騒はまなす公園

イ 場所

鹿島城山公園：鹿嶋市城山一丁目 3034 番地ほか 56 筆

大野潮騒はまなす公園：鹿嶋市大字角折 2096 番地 1

ウ 面積

鹿島城山公園：面積 6.9ha

大野潮騒はまなす公園：面積 9.1ha（ただし、建物内は除く。）

(3) スケジュール

ア 実施要項の公表

令和6年1月22日（月）

イ 暫定使用者の募集期間（申請書類提出期間）

令和6年1月23日（火）から令和6年11月29日（金）まで

ウ 暫定使用の実施期間

令和6年2月1日（木）から令和6年12月27日（金）まで

2 暫定使用者の申請条件等

(1) 申請者の条件

ア 申請者は、事業内容を主体的に実施する能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ 申請者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

(2) 申請者の制限

次のいずれかに該当する者は、暫定使用に関する申請者及びその構成員になることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者

ウ 本市の指名停止を受けている者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

ク 国税及び地方税に滞納がある者

(3) 申請に関する留意事項

ア 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

- ・提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ・本市は暫定使用以外の目的で申請者の提出書類を使用したり、第三者に情報を漏らしたりすることはありません。
- ・申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 法令等の遵守

申請者は、申請にあたって、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令等の遵守を保証することとします。

エ 守秘義務

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはならず、申請者は、申請及び暫定使用にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

オ 失格事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・本指針に定める手続きを遵守しない場合

カ その他

トライアル・サウンディングへの参加については、今後の施設管理等に関する選定プロセスに影響を及ぼすものではありません。

3 暫定使用の要件等

(1) 暫定使用の内容

暫定使用の内容は、次のすべての条件を満たすこととします。

- ア 公共施設等利用者のサービスや利便性の向上に寄与するものであること。
- イ 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること。

(2) 対象外とする暫定使用

次に掲げるものは、暫定使用の対象外とします。

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 政治的又は宗教的な活動
- ウ 青少年等に有害な影響を与えるもの
- エ 騒音、振動又は臭気等、周辺環境を損なうおそれがあるもの
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 5 号に規定す

- る指定暴力団等の活動に該当するもの
カ その他、暫定使用の趣旨に照らして、本市が不相当と判断するもの
- (3) 暫定使用期間
暫定使用期間は、本市が許可した期間とします。
- (4) 暫定使用に関する留意事項
- ア 費用負担
暫定使用に関わるすべての経費（原状回復に関する費用を含む。）は、暫定使用者が負担するものとします。
また、施設等使用料は原則として免除となりますが、光熱水費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。
- イ リスク分担
暫定使用者が実施する事業については、暫定使用者が責任を持って遂行するものとし、暫定使用に伴い発生するリスクは、暫定使用者が負うものとします。
- ウ 本市のホームページ等で、暫定使用の概要を公表する場合があります。
- エ その他
大野潮騒はまなす公園については、現在、指定管理者が管理しているため、許可申請前の事前調整、許可後には、事業実施前の協議を指定管理者と行うこと。

4 申請方法

- (1) 提出書類
- ア 公園占用許可申請書（鹿嶋市都市公園条例施行規則（昭和50年規則第8号）様式第4号）
- イ 行為許可申請書（鹿嶋市都市公園条例施行規則（昭和50年規則第8号）様式第6号）
- ウ 使用料減額（免除）申請書（鹿嶋市都市公園条例施行規則（昭和50年規則第8号）様式第11号）
- 上記のア～ウについては、実施内容により提出書類が異なります。
- エ 暫定使用計画書（様式第1号）
- オ 誓約書（様式第2号）
- (2) 書類の提出場所
鹿嶋市役所第1庁舎1階 都市整備部施設管理課
（提出時間：市役所開庁日の9時～17時）
- (3) 現地調査及び事前相談
令和6年1月22日（月）から随時受付

希望する場合は、都市整備部施設管理課へ事前連絡の上、日程を調整してください。

5 審査等

(1) 書類審査

提出書類については、参加資格及び暫定使用の要件を満たしているかを審査します。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

(2) 結果通知

審査に合格し、使用許可となる暫定使用者には、申請に基づく以下の許可書等（以下「許可書等」という。）を発行します。

ア 公園占用許可書（鹿嶋市都市公園条例施行規則（昭和50年規則第8号）

様式第8号）

イ 行為許可書（鹿嶋市都市公園条例施行規則（昭和50年規則第8号） 様式第9号）

ウ 使用料減額（免除）決定通知書（鹿嶋市都市公園条例施行規則（昭和50年規則第8号） 様式第12号）

6 暫定使用の実施

(1) 暫定使用の開始

ア 許可書を交付された暫定使用者は、申請内容及び許可書等に記載された暫定利用目的に基づき公共施設等を使用し、事業を実施することができます。

イ 暫定使用期間中は、許可書等を常に携行してください。

(2) 暫定使用の中止

申請した利用内容に反する行為や、暫定使用の目的から逸脱した行為があった場合、暫定使用の許可を取り消す場合があります。

また、災害対応等で本市が対象施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止していただくことがあります。

(3) 事業終了時

事業を終了する際は、原状回復を行ってください。

7 モニタリング及び実績報告等

(1) モニタリング

暫定利用者は、暫定使用期間中に本市が実施するモニタリング調査に協力することとします。

(2) 実績報告等

暫定使用者は、暫定使用期間が満了した後に、本市に対して実績報告書（様式第3号）を提出することとします。

また、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

8 その他

この要項に定めのない事項については、別途協議を行うものとします。

(様式第 1 号)

暫定使用計画書

(申請者) 住 _____ 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

事業 概要	事業の名称	
	事業内容	
	スケジュール	

	役職	氏名（ふりがな）
暫定使用者名		
グループの場合の構成団体等		
連絡担当者	所属 _____ 役職 _____ 氏名 _____ 電話 _____ 電子メール _____	
備考		

※各項目の記載事項については、別紙による添付でも構いません。

※グループで申請する場合は、本計画書を構成団体ごとに作成し、グループの代表者の計画書には代表者であることを明記してください。

(様式第2号)

年 月 日

鹿嶋市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

誓 約 書

鹿嶋市都市公園トライアル・サウンディング実施要項（以下「要項」という。）に基づき、利用申請を行うに当たっては、次に掲げる事項に相違ないことを誓約するとともに、万が一、誓約内容に相違があった場合は、本申請に係る参加資格を取り消されても異議を申し立てません。

<誓約事項>

- 要項に示す参加資格要件を全て満たしていること。
- 要項、関係法令等を遵守すること。
- 申請書類及び関係書類に記載されている事項が事実と相違ないこと。
- 暫定利用により、鹿嶋市又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を負うこと。

(様式第3号)

実績報告書

1. 実施施設名

2. 目的と内容

3. 実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 日間
※うち実働日数 日

4. 収支報告書 ※別途添付

5. 利用人数 人, 利用者層(年代ごと) ※必要に応じて別途添付

6. その他, 自由意見(課題や改善を要する点や当施設に対しての提案など)